

魚津市告示第2号

魚津市漁業経営安定対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年1月4日

魚津市長 村椿 晃

魚津市漁業経営安定対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市漁業経営安定対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、漁業経営の悪化など大きな影響を受けている水産業の事業継続に向けた支援を行うため、サンマ棒受網漁業を営む事業者が支払う漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）に基づく漁獲共済に係る掛金の一部に対し、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 魚津市内に事務所を有し、法第104条に規定する漁獲共済に加入していること。
- (2) 国の持続化給付金を受給していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1事業者当たり100万円とする。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、魚津市漁業経営安定対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 漁獲共済契約通知書の写し
- (2) 漁獲共済掛金領収書の写し
- (3) 国の持続化給付金の給付通知書の写し

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市漁業経営安定対策事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、魚津市漁業経営安定対策事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 交付申請に虚偽、不正等があったとき。

（2） その他この要綱に反する行為があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

所在地

団体名

代表者氏名

魚津市漁業経営安定対策事業補助金交付申請書

魚津市漁業経営安定対策事業補助金 金 円を交付されるよう
魚津市漁業経営安定対策事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類
を添えて申請します。

記

関係書類

- (1) 漁獲共済契約通知書の写し
- (2) 漁獲共済掛金領収書の写し
- (3) 国の持続化給付金の給付通知書の写し

様式第2号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者氏名

魚津市漁業経営安定対策事業補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市漁業経営安定対策事業補助金について魚津市漁業経営安定対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 額の確定額 | 金 | 円 |

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

所在地

団体名

代表者氏名

魚津市漁業経営安定対策事業補助金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市漁業経営安定対策事業補助金について、魚津市漁業経営安定対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金請求額 | 金 | 円 |